

令和5年度
行田市水道水質検査計画



行田市向町浄水場(ろ過機・配水タンク等)

行田市水道事業

水質検査計画の内容

1 水質検査計画に関する基本計画	- 3 -
(1) 検査地点	- 3 -
(2) 検査項目	- 3 -
(3) 検査頻度	- 3 -
2 行田市の水道事業	- 4 -
行田市区域の概要	- 4 -
3 原水及び浄水の水質状況	- 5 -
4 水質検査、採水地点、採水頻度及びその理由	- 5 -
(1) 浄水の水質検査	- 5 -
(2) 原水の水質検査	- 6 -
(3) 水質監視の検査	- 6 -
(4) 臨時の水質検査	- 6 -
5 水質検査の方法	- 7 -
(1) 自己検査	- 7 -
(2) 委託検査	- 7 -
(3) 試料の採取及び運搬方法	- 7 -
6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法	- 7 -
7 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項	- 7 -
(1) 水質検査結果の評価に関する事項	- 7 -
(2) 水質検査計画の見直しに関する事項	- 7 -
(3) 水質検査の精度と信頼性保障に関する事項	- 8 -
(4) 関係者との連携に関する事項	- 8 -
(5) 水道水質管理上の重要性が高い原水の監視に関する事項	- 8 -
(6) 水質管理目標設定項目の監視に関する事項	- 8 -
8 放射性物質の検査	- 8 -

1 水質検査計画に関する基本計画

安心で快適な水道水を供給するための水質基準が平成 15 年に改正され、新しい基準が適用されました。これに伴い市民の皆様に、より安心してお使い頂けるように、新しい基準に沿った水質検査計画を策定しました。また、実施に当たっては水質検査計画並びに検査結果を公表します。

(1) 検査地点

浄水は水質基準が適用される配水区ごとの給水栓(蛇口)から採水します。原水は浄水場の入口(着水井)及び各井戸(14 箇所)から採水します。

(2) 検査項目

浄水については、水道法で検査が義務付けられている水質検査基準項目『別表-2』と水道水質管理上留意すべき項目として設定されている水質管理目標設定項目『別表-3』について検査を実施します。

原水については、水質基準項目『別表-4』の検査を実施します。また、クリプトスポリジウム等原虫の指標となる指標菌の検査も実施します。

(3) 検査頻度

検査地点や検査項目により異なりますが、水道法の基準を満足し、かつ水道水の安全性の確認や浄水管理に十分と考えられる頻度『別表-1~4』で実施します。

なお、水源や水道施設で水質が汚染されるなど水質異常があった時、またそのおそれが高いと思われる時は、必要な地点で臨時に検査を実施します。

2 行田市の水道事業

平成 18 年 1 月 1 日に行田市と南河原村が合併し、新しい行田市となりました。行田市の水道は事業統合までの間、旧行田市区域を給水区域とする行田市水道事業と旧南河原村区域を給水区域とする行田市南河原地区簡易水道事業の2つの水道事業で構成されていましたが、平成 29 年 4 月 1 日より事業統合で新しい行田市水道事業となっています。

行田市区域の概要

ア 給水区域

旧行田市区域全体を向町浄水場、旧南河原区域全体を南河原浄水場の給水区域としています。旧行田市区域は、更に4つの配水区域に分けた分割配水方式で、水道水の安定供給を図っています。現在の給水状況は次のとおりです。

給水状況(令和3年度水道統計)

給 水 人 口	76,279 人
給 水 普 及 率	96.53 %
給 水 戸 数	34,887 戸
1 日 平 均 配 水 量	26,973 m ³
1 人 1 日 平 均 給 水 量	353 ℓ
1 日 最 大 給 水 量	28,935 m ³

イ 水源の名称及び種別

第1号水源から第12号水源、南第1・2までの深井戸を14本有しています。また、埼玉県水道用水供給事業(県水)から浄水の供給も受けており、その割合は配水量の43.78%(令和3年度)です。

ウ 浄水場の名称及び浄水方法

向町浄水場が旧行田市のほぼ中心部に位置しています。

向町浄水場の概要

所 在 地	行田市向町 28 番 4 号
原水の種類	深井戸水
施設能力	50,100 m ³ /日
ろ過方式	急速ろ過(除鉄、除マンガン)
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム(水道水消毒)

南河原浄水場が南河原地区のほぼ中央部に位置しています。

南河原浄水場の概要

所在地	行田市大字馬見塚 790 番地
原水の種類	深井戸水
施設能力	1,960 m ³ /日
ろ過方式	急速ろ過(除鉄、除マンガン)
使用薬品	次亜塩素酸ナトリウム(水道水消毒)

3 原水及び浄水の水質状況

今までの水質検査で水質基準を超えたことはありませんが、水源に地下水を使用していることから、硝酸態窒素、有機化合物、金属等の項目に特に留意して水質監視を実施し、安全性を確認します。

4 水質検査、採水地点、採水頻度及びその理由

(1) 浄水の水質検査

ア 毎日検査項目

浄水場内給水栓において残留塩素、色度、濁度、臭気、味、PH 値を、各配水場内給水栓において残留塩素、色度、濁度、臭気、味の検査を実施します。

また、市内の給水栓において、残留塩素、色、濁り、臭い、味の検査も実施します。

『別表-1 の 1、別表-1 の 2』

イ 毎月検査項目

水道法施行規則第 15 条第 1 項第 3 号により、過去 3 年間の水質検査結果が良好な場合、検査頻度を減ずることができる項目もありますが、安全性の確保と安心な水の供給を前提として、検査回数の減や省略は極力行わず、4 つの配水区域内の選定した給水栓において、水質基準全 51 項目を年 1 回、カビ臭物質を除く 49 項目を年 3 回、その他の月においては、検査回数を減ずることができない 9 項目の検査を実施し、適正な管理に努めます。『別表-2』

なお、カビ臭物質(ジオスミン 2-メチルイソボルネオール)については、藻の発生時期に検査をすることになってはいますが、過去の検査結果が基準値の 1/2 を超えたことがなく、かつ、県水の水質の把握及び、原水が地下水であり水源およびその周辺状況を勘

案し検査を行う必要がないことが明らかであると認められるため、水道法施行規則第 15 条第 1 項第 4 号により年 1 回に省略します。

ウ 水質管理目標設定項目検査

将来にわたる安全性確保の見地から、水質基準に係る検査に準じた検査に努めるなど、水道水質管理上留意すべきもの(24 項目)について年 1 回検査を実施します。亜塩素酸、二酸化塩素については、消毒に二酸化塩素を用いていないことから検査を省略します。

また、市民の皆様に関心の高い農薬について、使用時期や状況を勘案し年 2 回検査を実施します。『別表-3』

(2) 原水の水質検査

ア 指標 2 菌検査

3 ヶ月に 1 回、14 箇所(井戸)においてクリプトスポリジウム等原虫の指標となる大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査を実施します。『別表-4』

イ 全項目検査

年 1 回、浄水場の入口(着水井)及び各井戸において原水全 39 項目の検査を実施します。『別表-4』

(3) 水質監視の検査

埼玉県水道水質管理計画に基づく水質管理目標設定項目 12 項目、農薬類 38 項目について検査を実施します。『別表-5』

(4) 臨時の水質検査

臨時の水質検査は水道法施行規則第 15 条第 2 項に基づき供給される水道水が、以下によって水質基準に適合しないおそれがある時に実施します。

- ア 水源の水質が著しく悪化した時
- イ 水源地及び浄水施設に異常があった時
- ウ 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行した時
- エ 浄水過程に異常があった時
- オ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがある時
- カ その他特に必要があると認められる時

5 水質検査の方法

(1) 自己検査

浄水場及び各配水場並びに配水区域末端の給水栓において、水道施設運転管理員により残留塩素、色、濁り、臭い、味等について毎日検査を行い記録します。

(2) 委託検査

定期及び臨時の水質検査は全て、水道法第 20 条第 3 項による厚生労働大臣の登録を受けた機関に委託し、検査を実施します。

(3) 試料の採取及び運搬方法

試料の採取は、当事業体職員及び水道施設運転管理員が厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し、採取後 12 時間以内に検査が開始出来るように検査機関に引き渡します。検査機関は試料を保冷して検査所まで運搬します。

臨時検査の場合は、状況に応じて当事業体職員、水道施設運転管理員または委託水質検査機関による採取とします。委託水質検査機関で採取する場合でも、厚生労働省告示の水質検査方法に従い実施し 12 時間以内に検査が開始出来るよう保冷して検査機関まで運搬します。

6 水質検査計画及び検査結果の公表の方法

水質検査計画と計画に基づいた水質検査結果やその評価等を、毎年行田市ホームページの生活情報(水道)、水道事業発行の広報誌(水道だより)等に公表します。

7 その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

(1) 水質検査結果の評価に関する事項

本年度水質検査を行った項目のうち、異常があるか、特に異常がないかについての評価は水質基準の適合判定で評価します。

(2) 水質検査計画の見直しに関する事項

水質検査の結果とその評価や需要者の意見、国や県からの助言や指導などを検討して調査地点、調査回数、調査項目について毎年度見直しを行います。

(3) 水質検査の精度と信頼性保障に関する事項

水道水の安全性を保障するには、適正な水質検査を実施し精度に十分配慮することが必要です。そのため、委託検査機関については、水質基準項目の全てについて自社分析できる検査機関とします。また、検査機関に対しては当該年度の内部精度管理と外部精度管理の報告を求め信頼性の保証に努めます。

(4) 関係者との連携に関する事項

水道水の安全性を確保し、良質な水道水を供給するために関係する業者等のリストを作成し、緊急時の連絡体制を明確にしておきます。

(5) 水道水質管理上の重要性が高い原水の監視に関する事項

浄水過程において浄水処理上重要と思われる項目、特に当該浄水場においては鉄、マンガンの値が高いのでその数値動向に注意します。

(6) 水質管理目標設定項目の監視に関する事項

厚生労働省から通知されている水質管理目標設定項目(24項目)で、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期す見地から、水質基準に係る検査に準じた検査の実施に努め、水質管理上留意すべき事項として水質管理に活用します。

8 放射性物質の検査

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、放出された放射性物質を監視するため、厚生労働省から通知されている「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」に基づき、放射性物質の測定を実施します。『別表-6』 なお、測定結果については行田市ホームページ等に公表します。

問い合わせ先

行田市水道事業

〒361-0038

行田市大字前谷1番地1

TEL 048-553-0131 FAX 048-553-0137

メールアドレス suido@city.gyoda.lg.jp

別表-1の1

浄水の毎日検査

(1) 向町浄水場内で行う測定

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	検査地点及び頻度(回/日)	備考
			浄水配水	
1	残留塩素	0.1以上	366日、日2回 定められた時間に測定	計器による測定
2	色度	5度以下		計器による測定
3	濁度	2度以下		計器による測定
4	臭気	観察により異常でないこと		
5	味	観察により異常でないこと		
6	pH値	5.8以上8.6以下		計器による測定
7	水温			計器による測定

(2) 各配水場内で行う測定

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	検査地点及び頻度(回/日)	備考
			浄水配水	
1	残留塩素	0.1以上	366日、日1回測定	計器による測定
2	色度	5度以下		計器による測定
3	濁度	2度以下		計器による測定
4	臭気	観察により異常でないこと		
5	味	観察により異常でないこと		

※ 配水場 東部配水場(小針地内) 西部配水場(前谷地内) 北部配水場(小見地内)

(3) 南河原浄水場内で行う測定

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	検査地点及び頻度(回/日)	備考
			浄水配水	
1	残留塩素	0.1以上	366日、日2回測定	計器による測定
2	色度	5度以下		計器による測定
3	濁度	2度以下		計器による測定
4	臭気	観察により異常でないこと		
5	味	観察により異常でないこと		
6	PH値	5.8以上8.6以下		計器による測定
7	水温			計器による測定

(4) 給水栓末端で行う測定

番号	検査項目	基準値 (mg/l)	検査地点及び頻度(回/日)	備考
			浄水配水	
1	残留塩素	0.1以上	366日、日1回測定	試験紙による測定
2	色	観察により異常でないこと		
3	濁り	観察により異常でないこと		
4	臭い	観察により異常でないこと		
5	味	観察により異常でないこと		

別表-1の2

末端給水栓水質検査表

担当	回議	主査	主幹	副参事	課長 技術管理者	令和	年	判定基準
						月		・残塩 0.1mg/ℓ以上 ・色度 濁度 無色透明である事 ・臭気 味 無味無臭である事

※東部・西部配水場点検者による

※南河原浄水場点検者による

※東部・西部配水場点検者による											※南河原浄水場点検者による																										
①地域文化センター(西部)					②清水町公園(西部)					測定者		③犬塚第二集会場(南河原)					④北河原自治会館(南河原)					⑤須加集会場(北部)					⑥小敷田農村センター(向町)					測定者					
日	残塩	色	濁り	臭気	味	残塩	色	濁り	臭気	味	①	②	日	残塩	色	濁り	臭気	味	残塩	色	濁り	臭気	味	残塩	色	濁り	臭気	味	残塩	色	濁り	臭気	味	③	④	⑤	⑥
1													1																								
2													2																								
3													3																								
4													4																								
5													5																								
6													6																								
7													7																								
8													8																								
9													9																								
10													10																								
11													11																								
12													12																								
13													13																								
14													14																								
15													15																								
16													16																								
17													17																								
18													18																								
19													19																								
20													20																								
21													21																								
22													22																								
23													23																								
24													24																								
25													25																								
26													26																								
27													27																								
28													28																								
29													29																								
30													30																								
31													31																								

別表-2

浄水の水質検査

地点 行田-浄-1 須加集会所(北部配水場) 行田-浄-4 清水町公園(西部配水場)
 行田-浄-2 地域文化センター(西部配水場) 行田-浄-5 小敷田農村センター(向町浄水場)
 行田-浄-3 向町浄水場 南河-浄-2 北河原自治会館(南河原浄水場)

番号	水質基準項目	基準値 (mg/l)	法で示された 検査頻度	検査計画及び頻度			検査頻度の設定理由等	
				9項目	49項目	51項目		
				年8回	年3回	年1回		
基01	一般細菌	100個/ml以下	月1回	○	○	○	水道水の安全性確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。季節変動を考慮し、省略せず、1年間の水質変化を確認する。	
基02	大腸菌	検出されないこと	月1回	○	○	○		
基03	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回		○	○		
基04	水銀及びその化合物	0.0005以下	年4回		○	○		
基05	セレン及びその化合物	0.01以下	年4回		○	○		
基06	鉛及びその化合物	0.01以下	年4回		○	○		
基07	ヒ素及びその化合物	0.01以下	年4回		○	○		
基08	六価クロム化合物	0.02以下	年4回		○	○		
基09	亜硝酸態窒素	0.04以下	年4回		○	○		
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	年4回		○	○		
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	年4回		○	○		
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	年4回		○	○		
基13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	年4回		○	○		
基14	四塩化炭素	0.002以下	年4回		○	○		
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	年4回		○	○		
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	年4回		○	○		
基17	ジクロロメタン	0.02以下	年4回		○	○		
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	年4回		○	○		
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	年4回		○	○		
基20	ベンゼン	0.01以下	年4回		○	○		
基21	塩素酸	0.6以下	年4回		○	○		
基22	クロロ酢酸	0.02以下	年4回		○	○		
基23	クロロホルム	0.06以下	年4回		○	○		
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	年4回		○	○		
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	年4回		○	○		
基26	臭素酸	0.01以下	年4回		○	○		
基27	総トリハロメタン	0.1以下	年4回		○	○		
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	年4回		○	○		
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	年4回		○	○		
基30	ブロモホルム	0.09以下	年4回		○	○		
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	年4回		○	○		
基32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	年4回		○	○	水道水の性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。季節変動を考慮し、省略せず、1年間の水質変化を確認する。	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	年4回		○	○		
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	年4回		○	○		
基35	銅及びその化合物	1.0以下	年4回		○	○		
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	年4回		○	○		
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	年4回		○	○		
基38	塩化物イオン	200以下	月1回	○	○	○		
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回		○	○		
基40	蒸発残留物	500以下	年4回		○	○		
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	年4回		○	○		
基42	ジェオスミン	0.00001以下	月1回			○	藻類の発生が少ない時期を除く	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下				○		
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	年4回		○	○	水道水の性状確認のため、水道法に基づく基本の水質検査頻度で検査する。季節変動を考慮し、省略せず、1年間の水質変化を確認する。	
基45	フェノール類	0.005以下	年4回		○	○		
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	月1回	○	○	○		
基47	pH値	5.8~8.6	月1回	○	○	○		
基48	味	異常でないこと	月1回	○	○	○		
基49	臭気	異常でないこと	月1回	○	○	○		
基50	色度	5度以下	月1回	○	○	○		
基51	濁度	2度以下	月1回	○	○	○		
	残留塩素	0.1以上	月1回	○	○	○		
	アンモニア態窒素	—	月1回	○	○	○		

別表-3

水質管理目標設定項目の検査

検査地点	行田-浄-1 須加集会所(北部配水場)	行田-浄-4 清水町公園(西部配水場)
	行田-浄-2 地域文化センター(西部配水場)	行田-浄-5 小敷田農村センター(向町浄水場)
	行田-浄-3 向町浄水場	南河-浄-2 北河原自治会館(南河原浄水場)

水質管理目標設定項目(24項目)

番号	水質管理目標設定項目	水質目標値 (mg/l)	検査項目及び頻度
			年1回検査
目01	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02以下	○
目02	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002以下(暫定)	○
目03	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02以下	○
目05	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	○
目08	トルエン	0.4以下	○
目09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	○
目10	亜塩素酸	0.6以下	
目12	二酸化塩素	0.6以下	
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)	○
目14	抱水クロラール	0.02以下(暫定)	○
目16	残留塩素	1以下	○
目17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上100以下	○
目18	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01以下	○
目19	遊離炭酸	20以下	○
目20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	○
目21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02以下	○
目22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3以下	○
目23	臭気強度(TON)	3TON以下	○
目24	蒸発残留物	30以上200以下	○
目25	濁度	1度以下	○
目26	pH値	7.5程度	○
目27	腐食性(ランゲリア指数)	-1以上とし、極力0に近づける	○
目28	従属栄養細菌	2000個/ml以下(暫定)	○
目29	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	○
目30	アルミニウム及びその化合物	0.1以下	○
目31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	※○

※行田-浄-3 向町浄水場、南河-浄-1 南河原浄水場にて実施。

検査地点	行田-浄-3 向町浄水場	南河-浄-2 北河原自治会館(南河原浄水場)
------	--------------	------------------------

水質管理目標設定項目(農業類5項目)

番号	水質管理目標設定項目	水質目標値 (mg/l)	検査項目及び頻度
			年2回検査
1	グリホサート	2以下	○
2	シマジン(CAT)	0.003以下	○
3	シメトリン	0.03以下	○
4	ダイアジノン	0.003以下	○
5	マラチオン(マラソン)	0.7以下	○

別表-4

原 水 の 水 質 検 査

地点 行田-原-1 第1号水源
 行田-原-2 第2号水源
 行田-原-3 第3号水源
 行田-原-4 第4号水源
 行田-原-5 第5号水源
 行田-原-6 第6号水源
 行田-原-7 第7号水源
 行田-原-8 第8号水源

行田-原-9 第9号水源
 行田-原-10 第10号水源
 行田-原-11 第11号水源
 行田-原-12 第12号水源
 行田-原-13 向町浄水場着水井
 南河-原-1 第1号水源
 南河-原-2 第2号水源

番 号	水質基準項目	検査計画及び頻度	
		指標2菌	39項目
		年4回検査(レベル2)	年1回検査
基01	一般細菌		○
基02	大腸菌		○
基03	カドミウム及びその化合物		○
基04	水銀及びその化合物		○
基05	セレン及びその化合物		○
基06	鉛及びその化合物		○
基07	ヒ素及びその化合物		○
基08	六価クロム化合物		○
基09	亜硝酸態窒素		○
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○
基12	フッ素及びその化合物		○
基13	ホウ素及びその化合物		○
基14	四塩化炭素		○
基15	1,4-ジオキサン		○
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		○
基17	ジクロロメタン		○
基18	テトラクロロエチレン		○
基19	トリクロロエチレン		○
基20	ベンゼン		○
基21	塩素酸		
基22	クロロ酢酸		
基23	クロロホルム		
基24	ジクロロ酢酸		
基25	ジブロモクロロメタン		
基26	臭素酸		
基27	総トリハロメタン		
基28	トリクロロ酢酸		
基29	ブロモジクロロメタン		
基30	ブロモホルム		
基31	ホルムアルデヒド		
基32	亜鉛及びその化合物		○
基33	アルミニウム及びその化合物		○
基34	鉄及びその化合物		○
基35	銅及びその化合物		○
基36	ナトリウム及びその化合物		○
基37	マンガン及びその化合物		○
基38	塩化物イオン		○
基39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○
基40	蒸発残留物		○
基41	陰イオン界面活性剤		○
基42	ジェオスミン		○
基43	2-メチルイソボルネオール		○
基44	非イオン界面活性剤		○
基45	フェノール類		○
基46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		○
基47	pH値		○
基48	味		
基49	臭気		○
基50	色度		○
基51	濁度		○
	大腸菌(定量)	○	
	嫌気性芽胞菌	○	

※指標2菌、「行田-原-13 向町浄水場着水井」は着水井のため除く。

別表－5

水 質 監 視 項 目 の 検 査

検査地点 行田一原－12 第12号水源 行田一浄－3 向町浄水場
 水質管理目標設定項目(12項目)

番 号	項 目	目 標 値 (mg/l)	測定項目及び頻度	
			原 水	浄 水
			年2回検査	年2回検査
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02以下	○	
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002以下(暫定)	○	
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02以下	○	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	○	
5	トルエン	0.4以下	○	
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08以下	○	
7	ジクロロアセトニトリル	0.01以下(暫定)		○
8	抱水クロラール	0.02以下(暫定)		○
9	1,1,1-トリクロロエタン	0.3以下	○	
10	メチル－tert－ブチルエーテル	0.02以下	○	
11	1,1ジクロロエチレン	0.1以下	○	
12	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタネン酸(PFOA)	0.00005以下(暫定)	○	

農薬類(38項目)

番 号	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/l)	測定項目及び頻度	
				原 水	
				年1回検査	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05以下	○	
2	2,4-D(2,4-PA)	除草剤	0.02以下	○	
3	EPN	殺虫剤	0.004以下	○	
4	アトラジン	除草剤	0.01以下	○	
5	アラクロール	除草剤	0.03以下	○	
6	イソキサチオン	殺虫剤	0.005以下	○	
7	エスプロカルブ	除草剤	0.03以下	○	
8	オキシン銅(有機銅)	殺菌剤	0.03以下	○	
9	カフェンストール	殺虫剤	0.008以下	○	
10	カルボフラン	代謝物	0.0003以下	○	
11	クロルピリホス	殺虫剤	0.003以下	○	
12	クロタロニル(TPN)	殺虫剤	0.05以下	○	
13	ジウロン(DCMU)	除草剤	0.02以下	○	
14	ジクロベニル(DBN)	除草剤	0.03以下	○	
15	ジスルホトン(エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004以下	○	
16	シマジン(CAT)	除草剤	0.003以下	○	
17	シメトリン	除草剤	0.03以下	○	
18	ダイアジノン	殺虫剤	0.003以下	○	
19	チウラム	殺菌剤	0.02以下	○	
20	チオベンカルブ	除草剤	0.02以下	○	
21	トリクロピル	除草剤	0.006以下	○	
22	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005以下	○	
23	トリフルラリン	除草剤	0.06以下	○	
24	フィプロニル	殺虫剤	0.0005以下	○	
25	フェントロチオン(MEP)	殺虫剤	0.01以下	○	
26	フェノプロカルブ(BPMC)	殺虫剤	0.03以下	○	
27	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	0.006以下	○	
28	フェントエート(PAP)	殺虫剤	0.007以下	○	
29	ブタミホス	除草剤	0.02以下	○	
30	プレチラクロール	除草剤	0.05以下	○	
31	プロベナゾール	殺菌剤	0.03以下	○	
32	プロモブチド	殺虫剤	0.1以下	○	
33	ベノミル	殺菌剤	0.02以下	○	
34	メコプロップ(MCPP)	除草剤	0.05以下	○	
35	メソミル	殺虫剤	0.03以下	○	
36	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	0.004以下	○	
37	メフェナセット	除草剤	0.02以下	○	
38	モリネート	除草剤	0.005以下	○	

別表-6

水道水中の放射性物質の検査

検査地点

行田-浄-3 向町浄水場

南河-浄-1 南河原浄水場

番号	放射性物質の項目	水質目標値 (Bq/kg)	検査項目及び頻度
			年4回
1	セシウム134	セシウム134及び137の合計値 10 Bq/kg以下	○
2	セシウム137		○